

# 住まいの防犯対策用品の購入を補助します

犯罪被害を未然に防ぐため、桐生市では防犯対策用品の購入費用を補助します。

**対象者** 次の2点に当てはまる人

- ・桐生市内に住民票の住所があり、居住している
- ・市税等を世帯全員が滞納していない



## 補助対象の防犯対策用品

次のうち、桐生市内のお店で購入した新品のもので、桐生市

内の住居に設置するもの。(令和7年12月27日以降に購入したもの)

※インターネットサイト等で購入したもの、店舗に設置するものは、対象外です。

- ①家庭用防犯カメラ(録画機能付インターホンを含む)
- ②防犯性の高い鍵
- ③補助錠
- ④防犯ガラス
- ⑤防犯フィルム
- ⑥面格子
- ⑦ドアチェーン
- ⑧ドア用ガードロック
- ⑨人感センサーライト
- ⑩防犯アラーム(ドア等に固定するもの)
- ⑪防犯砂利

## 補助額

防犯対策用品の購入費用から消費税を除いた合計額の  
2分の1(上限20,000円)

※1,000円未満切り捨てです。

※防犯対策用品の設置費用、付属品の購入費用も含めます。

## 1世帯1回限り

申請期間:令和8年4月1日(水)から11月30日(月)まで

※先着順で申請を受け付けますが、予算額に到達した時点で受付を終了します。なお、受付終了日に申請されたものは抽選となります。

☆ 申請方法は、裏面をご覧ください ☆

## 申請方法

- (1) 桐生市内のお店で対象となる防犯対策用品を購入し、次の2点をもらう。
- ① 領収書  
(申請者名・商品名・購入金額・購入日・販売店名および住所が書かれているもの)
  - ② 家庭用防犯カメラについては、機能がわかるパンフレットまたは説明書
- (2) 補助金交付申請書・請求書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に提出する。
- ① 領収書(原本または写し)
  - ② 家庭用防犯カメラについては、機能がわかるパンフレットまたは説明書(写し)
  - ③ 申請者名義の通帳(写し)
- ※ 別世帯の人が補助金交付申請書・請求書を提出する場合は、**委任状**が必要になります。
- (3) 提出方法
- ① 「桐生市役所 地域づくり課または、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課」へ直接提出
  - ② 「桐生市役所 地域づくり課」へ郵送  
(〒376-8501 桐生市織姫町1番1号)
  - ③ 市ホームページから電子申請  
<https://www.city.kiryu.lg.jp/anzen/bouhan/1023546.html>
  - ④ 下の二次元コードから申請



お問い合わせ先  
桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当  
0277-32-3280 (直通)